公共事業労務費調査（平成13年10月調査）の実施について

国土交通省総合政策局労働資材対策室

1 はじめに

公共事業労務費調査（以下，「労務費調査」という）は，公共工事の工事費の積算に使用している公共工事設計労務単価（以下，「労務単価」という）の設定の基礎となる調査であり，昭和45年より毎年，農林水産省および国土交通省（旧運輸省および建設省。以下，「二省」という）により共同で実施しているものです。

本稿は，「公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会」にて本年４月にとりまとめられた調査実施方法の改善提言を踏まえた，平成13年10月調査における改善事項の概要を紹介します。

2 労務費調査と労務単価の概要

⑴ 労務費調査の概要

労務費調査は，年度当初より適用する労務単価を決定するために，原則として前年10月に実施される調査です。

労務費調査の流れ（**図－１**参照）は，まず二省の直轄事業，都道府県，指定都市および二省所管の公団等が実施する事業から調査対象工事を選定します。

調査対象工事の選定後，調査月（10月）に当該工事に従事した調査対象職種（50職種）の建設労働者の賃金を，労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳等から調査票様式へ転記していただき，これらを調査会場において照合・確認することにより調査しています。

図－１　公共事業労務費調査の流れ

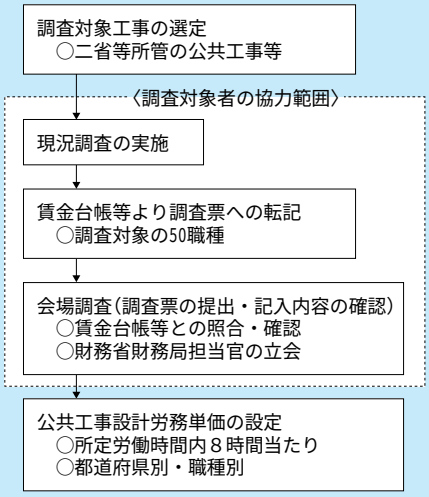

⑵ 労務単価の概要

一般に労務関係費とされている費用には，賃金のほかに，賃金ではない経費も含まれています。また，賃金の中にも，時間外，休日および深夜の割増賃金や，特殊な作業条件・内容の労働に対する手当等の部分があります。これらのうち，労務

図－２　公共工事の積算における労務関係費

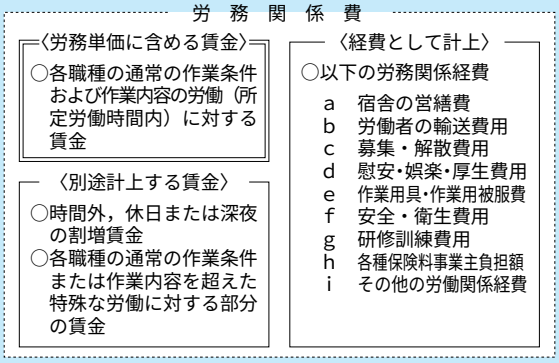

図－３　労務単価の構成

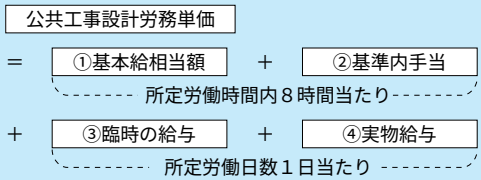

単価に含めるのは**図－２**の二重線の部分のみであり，ほかは必要に応じ積算時に別途計上（共通仮設費，現場管理費，割増賃金等）しています。

なお，労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり，以下の点について十分留意してください。

・下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないこと

・労務単価に含まれる賃金の範囲は**図－３**のとおりであること

3 公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会提言

建設業における多様な賃金支払形態を踏まえつつ，実態をより的確に反映した調査結果を得るための方策を検討することを目的として設置した「公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会」（座長：筆宝康之立正大学経済学部教授）において，本年４月に改善に向けた提言をとりまとめました（本誌2001年６月号参照）。

4 平成13年10月調査における改善事項

前述3.の研究会における提言等を踏まえ，今年度は以下の事項の改善を実施します。

⑴　職種名称および定義・作業内容の見直し

各職種の作業内容の実態等を踏まえ，以下の職種の名称および定義・作業内容を見直します。

①　職種名称および定義・作業内容の改正職種

交通誘導員（旧交通整理員）

②　定義・作業内容の改正職種

鉄骨工，タイル工，内装工，建具工，保温工

⑵　職種分類および手当の基準内・外区分の明確化

調査票記入者が判断することになる職種の分類および手当の基準内・外の区分について，その判断の目安として「職種分類の考え方」（**表－１**参照）および「手当の基準内・外区分の考え方」（**表－２**参照）を，調査対象者へ配布する公共事業労務費調査の手引き（以下，「調査の手引き」という）へ掲載します。

⑶　調査票様式－１記入項目の見直し

①　調査票の記入項目について，以下の項目を削除します。

・休日労働日数

表－１　「職種分類の考え方」掲載例

④　造園関係職種	
04 造園工	造園関係作業に従事し，下記の石工，ブロック工，建築ブロック工に該当しない方は，造園工に分類してください
07 石工	造園関係作業に従事した場合でも，主として自然石の加工，積み，張り等の作業に従事した方は，石工に分類してください
08 ブロック工	造園関係作業に従事した場合でも，主として２次製品ブロックの積上げ，布設等の作業に従事した方は，ブロック工に分類してください
49 建築ブロック工	造園関係作業に従事した場合でも，主として空洞コンクリートブロック等の積上げ等の作業に従事した方は，建築ブロック工に分類してください

表－２　「手当の基準内・外区分の考え方」掲載例

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
通勤手当	労働者の住居から，会社（事務所）または現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当	○	
	会社（事務所）から現場，あるいは現場から現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当		○
住宅手当	労働者が居住している住居の種類（借家，持ち家の別）や実際費用等に応じて支給される手当	○	

・休日労働時間数
・割増賃金（時間外，休日，深夜計）

②　賃金支払事業主の建設業許可番号記入欄を新設します。

⑷　調査の手引き，調査票様式の配布方法の改善

調査対象業者は，従来の方法に加えインターネットにより，調査の手引きおよび調査票様式を入手できることとします。

⑸　調査会場への持参資料の簡素化

調査対象業者の調査会場への持参資料を以下のとおり簡素化します。

①　賃金台帳，賃金日計表

従来は調査月を含む過去６カ月分としていたものを，３保険（雇用・健康・厚生年金保険）とも会社で加入している場合については，調査月分のみでも可とする（ただし，過去１年間に臨時の給与を支給していた場合は，その支給月分についても持参すること）。

②　作業日報，出勤簿等

従来は調査月を含む過去６カ月分としていたものを，調査月分のみとする（ただし，出勤簿等については，過去１年間に臨時の給与を支給していた場合，過去１年分を持参すること）。

③　施工体系図

従来は施工体制台帳および施工体系図としていたものを，施工体系図のみとします。

⑹　説明会および会場調査の運営方法改善

説明会および会場調査の運営に当たっては，開催回数，場所等について，調査対象者が出席しやすい環境に配慮します。

⑺　補足調査

今後の調査実施方法の改善等に向けた基礎資料を収集するため，以下の補足調査を実施します。

①　次に示す職種については，作業内容等をさらに区分して調査を実施します。

高級船員，潜水士，交通誘導員

②　経験年数，資格取得状況，複数職種兼務状況

③　退職金制度への加入状況

⑻　モニター方式試行に向けた取り組み

次に示す職種を雇用する調査対象業者については，次年度以降についてもモニターとして調査協力を依頼する場合があります。

・試行対象職種

潜かん工，潜かん世話役，潜水士，潜水連絡員，潜水送気員，タイル工，内装工，ガラス工，ダクト工，保温工，設備機械工

5　おわりに

今般，前述4. のとおり平成13年10月調査における改善事項をとりまとめたところですが，これと並行して同一単価設定範囲のあり方について検討を進めるなど，引き続き調査の精度，透明性をさらに高めるよう所要の改善を実施していくこととしています。

本調査は，従来より関係各位の多大なるご協力により実施されており，この場を借りて厚く御礼を申し上げるとともに，今後とも本調査に対するご理解とご協力をお願いする次第です。